

## 使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）とHOYA株式会社アイケアカンパニー（以下「乙」という。）は、堺市内において使い捨てコンタクトレンズ空ケース（以下「空ケース」という。）を回収し、廃棄物の減量及び資源化に資することを目的として、以下のとおり、空ケースの回収に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、堺市において排出される空ケースの回収について、甲及び乙が相互に協力することにより、資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。

### （実施事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、次に掲げる事項を行う。

乙による空ケースの回収の取組について、市民に広く情報発信し、空ケースの回収を促進させること。

2 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項を行う。

堺市内の乙の店舗において、空ケースの回収を行うこと。なお、回収の対象はメーカーを問わないものとする。

### （定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業実施に当たり、相手方から秘密である旨を明示された事項について、正当な理由がない限り第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### （本協定の見直し）

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意により必要な変更を行うことができる。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、本協定は、同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。また、甲又は乙は、いつでも1か月前の解約通知により、本協定を解約することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年8月30日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長 永藤英機

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号  
中野セントラルパークサウス6階  
HOYA株式会社アイケアカンパニー  
カンパニープレジデント 橋本和武